

## デジタル活用共生社会実現会議（第2回）

平成31年1月25日

### 1 日時

平成31年1月25日（金）9時00分～10時30分

### 2 場所

総務省 10階 総務省第一会議室

### 3 出席者

#### （1）構成員（敬称略）

村井純座長、安念潤司構成員、荒木泰臣構成員、浅川智恵子構成員、石川准構成員、内永ゆか子構成員、打浪文子構成員、大杉豊構成員、神尾文彦構成員、根本勝則構成員、都竹淳也構成員、松本純夫構成員、森義博構成員、山脇啓造構成員、横山正明構成員、若宮正子構成員

#### （2）オブザーバー

柴崎哲也（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）、高橋和也（文部科学省）、小田切未来（経済産業省）梶元伸（総務省自治行政局地域振興室）、武藤真郷（総務省行政管理局企画調整課）、沼田尚道（総務省国際戦略局技術政策課）、三田一博（総務省情報流通行政局地上放送課）、山碓良志（総務省総合通信基盤局事業政策課）

#### （3）総務省・厚生労働省

<総務省>

國重徹総務大臣政務官、安藤英作大臣官房総括審議官、赤澤公省情報流通行政局審議官、犬童周作情報流通振興課長

<厚生労働省>

新谷正義厚生労働大臣政務官、内山博之障害保健福祉部企画課長、田仲教泰障害保健福祉部自立支援振興室長

### 4 議事要旨

(1) 開会

【村井座長】皆様、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、これより第2回デジタル活用共生社会実現会議を開催させていただきたいと思っております。本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、竹中構成員がご欠席と伺っております。此本構成員、小宮山構成員には代理の方にご出席をいただいております。今回から、新たな構成員も参加いただくことになりましたので、後ほど一言ご挨拶をお願いしたいと思っております。

また本会議、前回同様ペーパーレス会議として議事の要約筆記と、それから手話言語通訳を入れておりますので、ご了承お願いいたします。

今回、座席をアルファベット順ということでさせていただいております。

本日の開会に当たり、國重総務大臣政務官及び新谷厚生労働政務官からご挨拶をいただきます。それでは、國重政務官、よろしく願いいたします。

【國重総務大臣政務官】皆様、おはようございます。総務大臣政務官の國重徹でございます。村井座長、また構成員の皆様には、本日も何かとお忙しい中、このようにお集まりいただきましたことを、心より感謝と御礼を申し上げます。

第1回の会議の後、昨年12月に特別支援学校である東京都立の光明学園を訪問させていただきました。そこで肢体不自由の生徒の方々に対するプログラミング授業を視察するとともに、私も一緒に参加もさせていただき、学校関係者の皆様、保護者の皆様とも意見交換をさせていただきました。この学校は、肢体不自由の子供たちのための日本で初めての公立の学校であり、校訓は、可能性の追求ということでございました。ICTを活用することで、さまざまなハンデを乗り越え、それぞれが望む生き方を実現しようとする姿勢に触れまして、改めてICTの持つ力を実感させていただいた次第でございます。

本日は、障害者対応を中心にご議論をいただいているICTアクセシビリティ確保部会と、高齢者への支援や地域ICTクラブの取り組み、男女共同参画、また多文化共生についてご検討いただいているICT地域コミュニケーション創造部会、この両部会から検討状況のご報告をいただくことになっております。今後、両部会では、本日のご議論も踏まえ、3月の最終取りまとめに向け、さらに施策の具体化に向けてご検討をしていただく予定でございます。

本日は、これまでの両部会の検討状況も踏まえつつ、さらに皆様の忌憚のない活発なご意見、ご提案をいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさ

させていただきます。本日もよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

【村井座長】 どうもありがとうございました。

それでは、新谷政務官、よろしくお願いいいたします。

【新谷厚生労働大臣政務官】 おはようございます。厚生労働大臣政務官の新谷正義でございます。本日は、お忙しいところ、委員の皆様方におかれましては、ご参集くださいましてまことにありがとうございます。

人口減少・超高齢化社会を迎えようとしている我が国におきまして、年齢、障害の有無、そして性別、国籍等にかかわらず、全ての人が支え合う共生社会を目指すことは、まことに重要でございます。この会議におきましては、ICTを活用し、誰もが豊かな人生を享受できる共生社会の実現に向けた方策を検討することとしており、これまで会議で設置させていただきましたICTアクセシビリティ確保部会、ICT地域コミュニティ創造部会で、各部会の委員の皆様からさまざまなご提案をいただいたと伺っております。

障害者や高齢者、女性、外国人なども含め、我が国で暮らすあらゆる人々の生活を保障し、豊かにすることは、厚生労働省の大きなミッションです。ICTの活用といった観点からも、そのようなあらゆる方々の生活を向上させ、さらにこれを推進できるように、委員の皆様方の深いご知見をいただきたいと考えております。

ICTを活用した共生社会の実現に向け、今後とも引き続き総務省と連携して取り組む所存です。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【村井座長】 どうもありがとうございました。

それでは、カメラ撮りの方はこちらで終了ですので、よろしくお願い致します。

本日、國重政務官と新谷政務官は、内閣府での関連会議にご出席のため、9時45分ごろをめぐりご退席と伺っております。ご理解いただきたいと思います。

それでは、本日の議事に入ります。本日は、前回設置をご了承いただいた2つの部会がございまして、その検討状況の報告をいただくことで議論を進めさせていただきます。部会構成員の人は私に一任をいただいたということになっておりますので、ICTアクセシビリティ確保部会の部会長を石川構成員に、それから、ICT地域コミュニティ創造部会の部会長は安念構成員をお願いいたしました。この後、各部会の検討状況についてご発表いただき、皆様のご意見をいただく予定になっております。

その前に、2点の報告事項がございます。1つ目は、冒頭申し上げましたように、今回より新たな2名の方に参加をさせていただいており、お名前とご所属は参考資料の名簿に追

記をさせていただいております。ICT地域コミュニティ創造部会の部会長をお願いしました安念先生、知的障害の当事者の方として、横山さんに参加をしていただくということになりました。

最初にご挨拶をいただきたいと思いますので、まず安念先生、よろしくお願ひいたします。

【安念構成員】中央大学の安念と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。後ほどご報告をさせていただきますが、ICT地域コミュニティ創造部会を担当させていただいております。

私もICTについては専門的な知見を有しておりませんが、長年教師をやっており、その知見はあります。教師をやって40年たって、ようやく教師面をしていると生徒はついてこないものだとよくわかってまいりました。その知見を生かす時間ももうほとんどなくなりましたが、要するに、上から目線で教えてやるというのでは誰もついてこないとよくわかりましたので、その点は心しながら、今後の部会での議論をしたいと思います。後ほどまた詳しくご報告をさせていただきます。どうもありがとうございました。

【村井座長】ありがとうございました。

続いて横山さん、自己紹介をお願いいたします。

【横山構成員】皆さん、初めまして。私は、横山正明と申します。1966年4月7日に埼玉県戸田市で生まれて、現在52歳です。仕事は書籍と雑誌の出荷作業をしております。私の趣味は映画鑑賞で、中国映画中心にいろんな映画を見るのが好きです。私は、本人活動に参加しています。本人活動とは、知的障害のある当事者が集まっているいろんなことをやっていく活動です。私は、さいたまみんなの会の会長を務めており、地元、埼玉県立大学の学生との交流会を中心に、ボーリング大会や乗馬体験を行っております。そのほかに、手をつなぐ育成会主催の大会で、司会や発表をやったことがあります。それと、国家公務員研修や障害者虐待防止研修、サポート養成講座にも講師として参加しております。

普段は、携帯電話を専ら通話でお話ししたり、メールでやりとりをしています。パソコンは毎日使います。インターネットで調べ物をしたり、YouTubeを見たり、ワードで本人の会のイベントのお知らせや、友達に手紙を書いたり、エクセルで資料をつくっております。本日は、よろしくお願ひします。

【村井座長】ありがとうございました。

続いて2つ目は、ICTアクセシビリティ確保部会から、部会長権限のもとで、電話リ

レーサービスに係るワーキンググループを設置したという報告がございました。事務局を担当する総合通信基盤局事業政策課からご説明をお願いいたします。

【山碕事業政策課長】事業技術政策課の山碕と申します。資料の2-1、①をごらんください。今、座長からご紹介ありましたとおり、アクセシビリティ確保部会の下にワーキンググループとして、電話リレーサービスに係るワーキンググループの設置が行われまして、昨日、第1回を開催したところでございます。

3番の検討事項のとおり、本ワーキンググループでは、提供条件や費用負担、またオペレーターとなり得る通訳者の要件等について検討いただくこととしております。

資料①の2ページ目に、構成員の一覧を記載しております。酒井善則東京工業大学名誉教授・津田塾大学客員教授に主査をお願いすることといたしました。

資料2-1の②をごらんください。ワーキンググループの位置づけですが、アクセシビリティ確保部会の下に設置いたしまして、私どもと厚生労働省さん共同で事務局を務めることとしております。今後、論点整理やヒアリングなどを進めていく予定にしております。以上です。

【村井座長】ありがとうございました。また活動のほうが進みましたら、ご報告等をお願いするかと思います。よろしくをお願いいたします。

## (2) ICT地域コミュニティ創造部会からの報告

【村井座長】それでは、各部会からの現時点での検討状況の報告に移りたいと思います。まず各部会長からご報告いただいて、その後、皆様からのご意見をいただくという形で進めさせていただきたいと思います。

最初に、ICT地域コミュニティ創造部会について、安念部会長からのご発表をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【安念構成員】ありがとうございます。安念でございます。それでは、当部会における主な検討事項とその内容についてご報告を申し上げます。

まず1ページが、当部会で検討しております主な事項でございます。1つ目がデジタル活用支援員の仕組み、2つ目が、地域ICTクラブの普及・活用方策の検討、3番目が、男女共同参画の実践その他でございます。2ページ目が、これまでの検討の経緯でございます。

デジタル活用支援員ですが、言葉はちょっと役所風に堅苦しいんですが、要するにIC

T版の民生委員という感じで捉えていただければよろしいと思います。地域に根付いていて、誰でもが気楽にICTに関する相談をさせてもらう方というふうを考えております。3ページの絵をごらんいただきたいんですが、右側が地域で、ここにまさにデジタル活用支援員という方がおられる。この方々が、地域を巡回して行って、自分から歩かなくてもいいですけども、気軽に声をかけていただいて、相談に乗るというものでございます。一方、活動は決して易しいものではございませんので、それをサポートする何らかの仕組みが必要であろうということも議論しております。

デジタル活用支援員はどういう方が適任かというのはいろいろあると思うんですけども、今までのところ、例えば家電に関する知識を有する人、キャリアショップの店員さん、情報通信系の企業の従業員の方であるとか、もちろん特別な肩書なんかなくたっていいわけですけども、こういう方が人材のプールとしてあるのではないかと考えております。

4ページをごらんください。デジタル活用支援員についての検討事項です。(1)の支援員として活動してもらう人材のあり方でございますが、今まで何人かの方からご意見をいただきました。活動の主な対象はシニア層でございますので、積極的にシニアの方を支援員として活用すべきではないかと言われております。

それから、これも複数の方からご示唆をいただきましたが、先ほど私が申しましたように、上から目線で教えてやるというのでは、これはなかなか根づいていきません。特に日本の福祉の現場などは、今は大分よくなったとはいえ、かつては年寄りをお子扱にする大変に悪い風習がございまして、これではとてもじゃないが実効性を持たせることはできないだろうと指摘をされていたところでございます。

それから、相談のきっかけは、例えば家全体のこととか、家族のこととか、ICT関連以外でもいろいろあるため、そういうことにも目配りができるような人材であるのが望ましいという話はしております。

それから、支援員の活動のあり方でございますが、心理的に相談者から近い位置にある人にするのが大切だろうと考えております。支援員の位置づけは、やはり行政からの何らかのコミットメントが必要でありましょうし、それから、完全なボランティアではなかなか難しいだろうというご指摘もいただいておりますので、何らかのインセンティブが必要であろうと考えております。

次に、5ページをお開きいただけますでしょうか。先ほど申しましたように、デジタル活用支援員は簡単な仕事ではございませんので、高齢者や障害者をデジタル活用支援員が

支援し、デジタル活用支援員をまた支援するという、このメタ支援の仕組みが必要でございまして、それを一応サポート組織というふうについております。やはり行政・企業・その他の団体・地域住民が一体となってサポート組織というものをつくっていかなくちゃいけないと思います。これは当然お金がかかる話でございまして、例えば企業にスポンサーになっていただくというようなビジネスをまずは考えなければいけません、最終的には、国や公的な支援が必要になってくるのではなかろうかという議論を、今しております。

次に6ページ、これは第2の検討課題、地域ICTクラブでございまして。この地域ICTクラブは、既に全国数十カ所で事業が立ち上がっており、主として今までやっているのは、小学生くらいのお子さんを対象として、放課後、あるいは土日にICTに慣れ親しんでいただくためにいろいろな工夫をする、いろいろな教室を開くというものでございまして。特にご案内のように、2020年度からプログラミング教育が必修化されますので、いろいろな試みをしようということでございます。

地域ICTクラブが新たな地域コミュニティの創出にも資するものであってもらいたいと思いますので、やはり多様なモデルというのを構築しなければならない。こうでなければならないという規格品にするのはだめだろうと思っております。ここでは指導する方を、メンターと呼んでおりますが、メンターの人材をどう確保するのか、学校現場とどのように協力するのが課題です。学校現場だけではなく、児童館や公民館、その他社会教育や学校教育にかかわるさまざまな既にある組織、施設と連携しなければならないということも、当然のことであろうと思います。

何もないところからやらなければいけませんので、一応ガイドラインのようなものをつくると、立ち上げや組織の維持をファシリテートできるのではないかという考え方から、ガイドラインを作ろうと考えております。

ガイドラインの骨格は6ページの下半分でございますが、目的・役割から始まって、クラブの立ち上げ、メンターの確保・育成、それから講座の設計～運営、地域ICTクラブの継続可能な運営のあり方等々についてガイドライン化しようとしているわけでございます。

9ページをあけていただけますか。既に総務省の実証事業というのをやっております、地域ICTクラブのプロトタイプ、試験版をやっております。9ページのボックスの中に書いてありますが、「地域ICTクラブ」は、地域で子供・学生、社会人、障害者、高齢者等がモノづくり、デザイン、ロボット操作、ゲーム、音楽等を楽しく学び合う中で、プログラ

ミング等のICTに関し世代を超えて知識・経験を共有する仕組みとして整備ものがございます。

地域に根差したものでございますが、要するにいろいろあってよろしいんです。ほんとうに遊び感覚ですというのであってもちろんいい。中にはとんがった人材を発掘・育成しようというものがあってもいい。それから、商店街とか地域社会と連携するものであってももちろんいい。あまり好きな言葉じゃありませんが、障害者と健常者との溝をICTの力で少しでも埋めようという、そういう試みであってもよろしい。いろいろなものがあるてよろしいんですが、その多様なものを包括できるガイドラインをつくらうとしております。

現在、既に全国の数十カ所で、この地域ICTクラブのプロトタイプをつくらうという事業をしております。先ほど申したように、学校現場との連携が必要であるのみならず、高齢者が参加される場合には、当然高齢者福祉のさまざまな活動との連携がありますし、それからまた障害者、とりわけ発達障害のお子さんに参加していただいているプロジェクトも幾つかあるんですが、地域の中で、発達障害の方を受け入れる、支援するという既存のスキームがあると、乗りやすいということがわかってまいりました。

それから、離島等は、人間が行くというのが難しゅうございますので、遠隔教育のモデルを使わなければならないこともわかってまいりましたし、現に行っておられる地域もございます。

それから、地元で大学という非常に重要なリソースがあるところがございまして、その学生さんや先生を活用する方策についても考えております。ただ1点、私の実感として、最近文科省がやたらと学生に勉強させるものですから、昔のように大学生だから暇だろうというのは通用しなくなりました。忙しいんです。とても不思議に思うんですが、学生のくせに大学に出てくるんだなという時代になってまいりました。そこで、インセンティブは与えなければ来ません。つまり、就職のときにこれをやっているとう利だぞとか、あるいは、単位としてもらえるとか、こういうような形ができないかと個人的には考えております。

それからまた、先ほど申しましたように、遊びであってもいいんだけど、とんがった人材の発掘・育成であってもよろしいので、非常に専門的に高度な知識を持ったメンターを確保しなければいけないということがございます。

最後にですが、特に学校現場との連携を考える上では、事故が起きたときの心配という



のが大きゅうございますので、保険等でその点をカバーできないかということも考えているところがございます。

実証事業につきましては、10ページをごらんください。私も1カ所見学をさせていただきましたが、とてもいい感じでやっております。

何かご質問、ご意見等を頂戴したいと存じます。私からのご報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【村井座長】ありがとうございました。

(3) ICTアクセシビリティ確保部会からの報告

【村井座長】先ほどご説明したように、この後の石川先生の部会のご報告を伺って、それから皆さんと質問や議論をさせていただきたいと思っておりますので、それでは、ICTアクセシビリティ確保部会ということで、石川部会長からのご発表をお願いいたします。

【石川構成員】アクセシビリティ確保部会の現時点での検討状況を、資料2-3に基づいて説明いたします。

まず1ページですが、部会の主な検討事項を記載しております。4点あり、現時点で検討事項2のエビデンススペースの当事者参加型開発スキームと、検討事項4の情報アクセシビリティの確保、特に施策面についての検討を行ってきております。

2ページ、これまでの部会での構成員や関係者からのプレゼンテーションのテーマ等を記載しております。

続きまして3ページ、検討事項2のエビデンススペースの障害当事者参加型ICT機器・サービスの開発等についての検討ですけれども、それについて、現状での論点について説明いたします。

障害者支援機器等のメーカー等を中心にコンソーシアムを形成し、障害関連情報のポータルサイトの構築ですとか、各種データの共有、データを活用して開発された機器やサービスの当事者モニターによるユーザー評価等を行うといったスキームの検討を進めております。部会での議論を踏まえまして、本件に関する基本的な論点を、暫定的なものではありますが、4ページ以降にまとめてあります。

まず1点目ですが、コンソーシアムの構成に関する論点として、介護福祉機器となっています。これは支援機器というふうに訂正をお願いいたします。支援機器メーカー等を中心としつつ、これまで採算性等の観点から参入してこなかった、一般のICT機器開発メ

一カーやベンチャーなどにも参画拡大することが望ましいという意見がございます。

そのように拡大していくには、市場性や市場規模がポイントとなるということは当然ですが、以下のような論点、議論があります。まず、I o Tセンサー、A Iなどを活用した障害当事者の個別データの収集を通じて、革新的な技術開発が可能になると期待できるという論点。また、障害者向けのみならず、高齢者のフレイル化（身体機能や認知機能の低下）にも応用することが、市場拡大の可能性が見込めるのではないかとといった論点などが示されています。

5 ページです。2 点目、障害者関連データの収集に当たっての論点としては、まず、既存のデータとして、障害者関連団体等の要望等の共有化や、これまでメーカーや研究機関等が開発段階で入手したデータの共有化もできるとよいといったご意見をいただいています。

また、I o T・A I等を活用し、これまで入手できなかった障害当事者の個人のデータがモニターの協力を得ることで、大規模データベースとして集積できるのではないかとという意見が出ております。それには、障害者モニターの確保方策が重要で、モニターのプライバシー保護、倫理審査や倫理研修等についての論点整理が必要であると考えております。

6 ページ目、3 点目ですけれども、情報ポータルに関する論点として、データの整理の方法があります。例えば、障害種別だけでなく、困りごとの分類といった視点も必要ではないかといった議論があります。実際に障害者が機器・サービスの選択をする際、どのような点に注意しているのかについても情報提供できるようにすべきだというご意見がありました。

4 点目、その他、開発された機器・サービスの認定の仕組みの導入、標準化活動の支援についての議論がありました。アクセシビリティの確保は、障害者のために特別に行うというのではなく、高齢者を初めとして多くの人に利便性をもたらすものと、そういう開発側の意識の啓発の必要性も重要であるといった点が挙げられております。

7 ページにある検討事項 4 の、情報アクセシビリティの確保の必要性についてです。このページには図があり、米国、E U、日本における障害者に関する法整備ですとか、技術基準の現状として、一般法と情報アクセシビリティに関する個別法、そして技術基準について整理しています。

米国には、人権法、差別禁止法の一般法として、障害を持つアメリカ人法（A D A）という有名な法律があります。I C Tアクセシビリティの促進に関する個別法は、たくさん

ありますけれども、代表的なものとして、リハビリテーション法508条というのがございます。その技術基準、508条スタンダードというものが策定されております。その策定やメンテナンスに当たっているのが、アクセスボード、アクセス委員会という、大統領任命の委員会がございます。一定の法的強制力を有しています。

EUは、情報の信頼性に若干不安がありますが、とりあえず載せてあります。EU法と各国の国内法との関係を理解しておく必要があります。一般法として、各国の個別の一般法を見る必要があります、例えばイギリスの障害平等法という法律は、世界で最も先進的な差別禁止法であると評価されています。民間事業者に対しても、予測可能な合理的配慮の提供も含めて義務づけています。我が国や国連の権利条約などはリアクティブ、つまり要望ベース、要求ベースで、合理的配慮が求められたときに初めて提供義務が発生するという考え方ではありますが、イギリスの場合は予測までしておけてなっています。

個別法として、欧州議会がウェブアクセシビリティ指令ですとか、公共調達指令等を制定していますが、指令(Directives)というのは、そのままでは国内法とはなりません。すぐに国内法として位置づけられるのはTreaty、EU条約ということになります。幾つかの加盟国では、情報アクセシビリティ法、公共調達法、ウェブアクセシビリティ法等をそれぞれ国内法として定めておりますけれども、個々の加盟国の政策や法制度については、情報収集がまだできていない現状です。

我が国については、一般法としては障害者基本法、障害者差別解消法などが制定されております。差別解消法については、正しい合理的配慮の提供は、民間事業者については努力義務となっており、今日の午後から第4期の内閣府障害者政策委員会が始まるんですけども、そちらで差別解消法の見直しに関する議論、検討を行うことが予定されております。

技術基準としては、アクセシビリティにかかわるJIS規格があります。例えば、ウェブで言えばJIS X 8341-3というのがあり、これはW3CのWCAG 2.0と同一なものです。しかし、そうした規格への準拠を義務づける、あるいは動機づけるような情報アクセシビリティに関する個別法は未整備の状態になります。早急な法整備の検討が必要だという意見を部会としては持っております。

8ページです。これまでの検討事項4に関する構成員の主な意見を、4点申し上げます。まずは1点目、政府等の公共機関が購入するICT機器・ウェブサービス等については、米国のリハビリテーション法508条のように、アクセシビリティ対応機器・サービスの

調達を義務化すべきといった意見がございます。

2点目は、個々の企業が自社の製品やサービスについて、アクセシビリティ技術基準の中の一体どの基準を満たしているのかを申告する仕組みです。これはアメリカではV P A Tと呼んでいます。Voluntary Product Accessibility Template (V P A T) に相当するようなものが必要なのではないかといった意見があります。

3点目、個々の障害者のニーズに合わせて、支援技術機器に関する適切な情報の提供に加えまして、支援機器導入やフィッティングが重要であるという指摘があり、I C Tサポートの施策の強化が求められるということが指摘されています。奇しくも厚生労働省でも同じ問題意識を持っておられて、来年度から新たな事業を開始されるという報告がありましたので、つけ加えさせていただきます。

また、支援技術の専門人材の養成プログラムについても、日本ではできていないという状況がありますので、これについても議論がありました。

米国の連邦通信委員会 (F C C) のもとに、D A C (Disability Advisory Committee)、障害者諮問委員会というのが設置されており、我が国でもそのような常設の検討の場を設けることが必要で、そのような場においてアクセシビリティ確保のための政策パッケージの検討を行っていく、あるいは評価を行っていくという、この分野におけるP D C AサイクルにおけるPとCに当たる機能を常設の機関として設置する必要があるのではないかとといったような意見が出されております。

以上が、部会での現時点での検討事項となります。親会でのご意見を頂戴して、部会の議論に反映させたいと思います。以上です。

【村井座長】ありがとうございました。それでは、2つの部会からのご説明をいただきましたので、それぞれのご質問、ご意見をいただくんですが、このシナリオはアクセシビリティが先になっていますので、今の石川部会長のご説明されたアクセシビリティ確保部会に関連する議論を最初にやっていただいて、その次に先ほどの安念部会長に説明していただいたコミュニティ創造部会についてのご議論をしていただきます。コミュニティ創造部会の議論のときは、若宮さんのご説明を1回挟んで進めたいと思います。それでは、今の石川先生のアクセシビリティ部会に対する報告、これに関連するご質問をお願いいたします。

#### (4) 自由討議

【大杉構成員】(手話言語で発言) 筑波技術大学から参りました大杉です。お二人から部会

のご報告をいただきました。その内容について、丁寧に議論されていること理解ができました。

まずアクセシビリティ確保部会の議論内容について、私の意見を申し上げたいと思います。1ページ目です。未来のイメージとして掲げられておりますが、家、移動、仕事、エンタメという4つが挙げられていると思います。キーワードとして出ておりますけれども、私としては、もう一つ重要なキーワードがあると思っております。聴覚障害者の立場から申し上げますと、コミュニケーションです。ぜひコミュニケーションというテーマを5つ目に加えていただきたいと思います。

それが加わることで、アクセシビリティ確保部会の下にある電話リレーサービスのワーキンググループとの関係性も説明できると思いますので、ぜひコミュニケーションというテーマを5つ目に加えていただきたいと思います。

そして、法整備についてですけれども、基準に関しては、この表の中に空白の部分があります。それに関して、5団体が聴覚障害者制度改革推進中央本部を立ち上げております。全日本ろうあ連盟、全国難聴者・中途失聴者団体連合会、手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会、全国要約筆記問題研究会、この5団体が集まって、今まで長い間時間をかけて国内外で法整備についての技術基準というのを検討、調査しています。その結果、情報アクセシビリティのコミュニケーション保障法案というものをウェブサイトにアップしております。ぜひ今までの協議事項、検討事項についての報告を確認していただいた上で、協議に入っていただくと助かります。以上です。

【村井座長】大杉さん、ありがとうございました。

それでは、両政務官がご退席のお時間となりました。どうもありがとうございました。また今後ともよろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、このICTアクセシビリティ確保部会に関するそのほかのご意見等ございますでしょうか。

【此本構成員代理(神尾)】野村総合研究所の神尾と申します。よろしく願いいたします。今日は、此本の代理ということで出席させていただいてございます。

アクセシビリティの部会、詳細にご報告いただきましたが、大変密度の濃い議論で、私にとっても非常に参考になる情報が多かったと思います。ご確認も含めてですが、全体の障害者の対象として、こういった障害者を支援する機器というところで行くと、若干身体障害者の支援に力点が置かれているような感じを受けましたが、精神の障害者に向けた機

器とかサービスのあり方について、どのように議論が進められたか確認をさせていただきたいなと思っています。

というのは、弊社は、障害者雇用の特例子会社を有しているのですが、そこで働く知的障害者、精神障害者の方は、情報機器をいかに使いこなすかという視点よりも、社会とか組織に対してどのように貢献するのかという大きな目標をもってもらうことが重要と認識しています。ハードな機器よりも、そこで動くサービスとかアプリケーションをどう利用するのが重要になっています。

もう一つはニーズの捉え方についてです。私は5年ほど前、フランスで同じような高齢者・障害者向けの住宅を開発・提供するベンチャー企業取材させていただいたことがあります。ニーズを捉えるのに、障害者本人だけではなく、家族とか企業、仲間、周辺の人々のニーズとあわせて把握していることを聞きました。障害者を取り巻く周囲の人々の行動も想定した支援サービスを設計しているわけですね。就業、生活、移動、こういったシームレスな活動で捉えた時のニーズをどう把握したのか、そのあたりの議論がなされたのか否かを確認させていただきたいと思っています。以上でございます。

【村井座長】ありがとうございました。

石川先生から、今のご質問やご意見に関して何かコメントございますでしょうか。今こちらから手が挙がりましたので、その後でお願いします。どうぞ。

【浅川構成員】IBMの浅川です。ICTアクセシビリティと地域の両方に関連したコメントです。ICTアクセシビリティ確保部会からの報告で、支援技術をきちんと教育できる人材が必要なのではないかという項目、地域のコミュニティ部会からの報告の中で、地域ICTクラブできちんとメンターができる方々を育成するという項目があったかと思えます。あわせて考えてみると高度に専門的な知識を持った方が、各市に1人職員としていて指導員の役割を果たすといった仕組みができないと続かないのではないかと感じました。ICTのアクセシビリティを考えると、特に地域コミュニティと連携した形で、(アクセシビリティのための)支援技術の指導者やインストラクターを新たな職業として定義できないでしょうか。特に支援技術はマニュアルどおりに動くものではなく、様々な経験値が必要となってきますので、専門性を持った方々を育てていかなければ対応が難しく、職域の拡大にもつながらないと思います。ぜひご検討いただければと思います。来週米国に戻ったら米国での仕組みも調べようと思います。

【村井座長】ありがとうございました。

それでは、そのほか。どうぞ。

【犬童情報流通振興課長】事務局から、先ほど野村総研の神尾さんからご質問が2点ありましたのでお答えします。

1点目の、機器に身体障害に力点が置かれているんじゃないかというご指摘なんですけれども、ちょっと資料のつくりがそう見えたのかもしれませんが、一応機器・サービスということで分けしてまして、サービスの中にアプリ、特に最近では知的障害の方へのアプリのサービスが出てきていますので、当然アプリの話も入れて検討しているところでございます。

もう一つ、ニーズの捉え方についても、これは部会のほうでもいろいろとご意見ありまして、障害当事者だけではないだろうということで、支援する方の情報といったものもあわせて検討すべきだというご議論がございました。具体化については、これからだと思っていますけれども。

【村井座長】ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。石川先生、今までのお話の中でご意見ございましたら。

【石川構成員】ご指摘ありがとうございました。まず、大杉構成員からご指摘のあったコミュニケーションについてなんですけれども、部会としては、情報へのアクセス及びコミュニケーションというのは、全ての未来イメージの中に掲げている家とか移動とか仕事とかエンタメですか、何かエンタメって何となく違和感がある表現なんですけれども、それら全てに通底して重要であると考えています。図的にそのように理解しづらいような説明、プレゼンテーションになっていたとしたら申しわけありません。

あと、人の活動の中で、検討から抜けているものは実はあるんですね。それは学習とか教育ということなんですけれども。これは今回の会議のつくりにも関係しているのであろうと思ひ、あえて部会ではその点については付度しておりました。でも、そうはいっても、特別支援学校との連携についても議論することになっていますし、高等教育機関における生涯学習支援でも、最近かなり中心的なテーマになってきていますし、さらにキャリア支援とつないでいく高等教育こそ、情報・コミュニケーション支援は非常に重要な分野なので、これは未来像の中で抜けているようには思ひます。

聴覚障害の各団体でまとめられた調査結果については、参考にさせていただきたいと思ひしております。あくまで今日お示ししたのは、たくさんある法制度の中で代表的なものということで、これしかないということではございません。そういったものが何重にも機能

して、アクセシビリティを保護、促進しているという状況が、先進的な国においてはあるということだと思います。

それから、野村総研の神尾様からいただいたご指摘、私もおっしゃっていることはよく理解できます。支援技術は、もともと身体とか視覚、聴覚障害を持った人々への支援という点から始まって、だんだんと拡大していった、その次に出てきたのが、いわゆる読字障害、ディスレクシアの人たちへの支援技術というのが出てきました。また、知的障害の人たちに対しても、コミュニケーションエイドといったような形のもが出てきたというのがあります。

より高度な支援技術、AIを活用した支援技術によって、精神や発達障害の人たちを支援する、あるいは認知にかかわる、認知症等の高齢者の支援といったことも可能になってくると考えておりました、そうしたことも部会の議論の対象として重要だと考えております。

それから、個人に対して、個人にだけフォーカスするのではなくて、その場面といいますか関係に対してアプローチする視点が必要という点は、おっしゃるとおりだと思います。私も社会学をやっているので、個人よりも関係性に対して働きかけるような支援は重要だと思います。例えば、職場、学校、家族といったような関係性に対する支援というのは重要だと思いますので、今後の検討の中に生かさせていただきたいと思います。

それから、専門職人材の養成というのは、その専門職が働けるような構造的な環境が実現できていないと、いくら専門職資格、認定みたいなことをやっても、認定は受けて資格は持っているが、ペーパーライセンスで何も役に立たないという話になり、結局それは消えていってしまう。だから、やはり政策パッケージというのは大事で、全体として機能するように、政策を練り上げていくということが大事です。単発の政策、単品ものの政策ではなくて、1つのコースメニューとしてきちっとつくっておくということが大事だということに考えております。以上です。

【村井座長】ありがとうございました。どうぞ。

【内永構成員】ありがとうございました。内永といいます。ただいまのご報告をいただいて、大変深くいろんな分野に考えを広げられて、非常に大切な検討をされたということで、心から敬意を表したいと思います。

そういう中で、特にアクセシビリティ1つをとっても、今回の部会は、ICTが1つの軸になって、ICTによってアクセシビリティをどう高めていくかということが最終ゴー



ルだと思っんです。ただ、いろんなことを考えていくと、ICTだけではない。この報告の中はまさにそうなんですけれども、法的な整備、ビジネス、教育、社会の慣習、さまざまな分野に、ハンディキャップのある方々に対する、ハンディキャップをなくしていくという活動は広がっていると思っんですね。

そういう意味で言うると、ICTだけ引っ張り出すというのは極めて難しいというのはわかるんですが、国中のいろんなハンディキャップの方々に対してやっている活動と一緒に考えていかないと話が進まないということになり、結果的にはとても複雑な状況になってしまいます。一度法的な分野、それから地方におけるいろいろな慣習、社会における慣習、ビジネス、教育、コミュニティというように分野に分けていただいて、その中で、じゃあこの分野でICTというのはどうかかわり合いをしていくとよりよくなるのかということ、難しいと思っんですけれども、分類をしていただけると、議論そのものがわりと整理された形になってくると思っました。

全てのことがすごく大事ですけれども、全部やるわけにいかないんで、そういう意味では、プライオリティを決める、このICTアクセシビリティ部会の位置づけを考えると、そのアプローチの仕方というのは、割合と次のステップにいきやすいのかなと感じましたので、ご提案させていただきます。

**【村井座長】**ありがとうございます。大変重要なご指摘だと思います。ICTは、いろいろな意味での新しいサービスや新しいサービスのつくり込みみたいなものが、低コストで、あるいはベンチャーの力で発展をしていけるというところに特徴があると思っますので、そのターゲットを絞って、整理をしていくというのは大変そのとおりかなと思っました。

それでは次に、最初にご説明いただいたほうのコミュニティ創造部会の報告に対してのご意見をいただきたいと思っますけれども、第1回の会議の際、若宮構成員から、ご自身の取り組みをご紹介していただけるというお話があり、今回準備をしておいていただきましたので、こちらでご報告をお願いできればと思っます。若宮構成員、お願いいたします。

**【若宮構成員】**若宮でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は25年間、シニアとICTという世界につき合ってきましたので、その観点からお話ししたいと思っます。ICTに関するシニアの対策として、今は生物学的寿命よりも健康寿命が大切だと言われておりますが、私もあちこち、都道府県なんかで自治体にお邪魔していると、すごくそれは浸透しているんです。とてもいいことだと思っんです。ただ1

つけ加えさせていただくとすれば、健康であるということは、健康ファーストではあるけれども、健康オールではないということ。

健康オールではない理由が2つあり、1つはこれからの社会参加、社会進出をシニアがしていかなければいけないときに、体が丈夫である上に、例えばICTとかいろいろな現在の社会を知っていることがどうしても必要になってくる。それからもう一つ、仮に健康を害して寝たきりのような形になったとしても、社会参加をする、社会貢献をする機会があるんだということ。病気になると、もう私はだめだというふうになってしまう。そういうようなことのないような、全員参加ができることを目標にしていただければと思います。

それからもう一つ、今は介護予防ということが言われているんですが、これは自立支援として非常にいいことだと思いますし、高齢者が自立するということは、本人にとっても幸せなことだと思います。ただ、ごく簡単なことができないがために自立できなくて、心ならずも息子さんに引き取られたり、老人ホームに入らざるを得ないことがあるんですが、その部分について、ICTでサポートができるかどうか考えていただければと思います。

それから、シニアにとってICTスキルの重要性という、どうしても利便性とか危機管理に偏ってしまいがちですが、それだけではなく社会参加とか自立支援、それからもっとメンタルな面で孤独対策、生きがい、楽しみについても貢献しており、この点については、私が25年間、メロウ倶楽部というインターネット上の老人クラブのスタッフをして、実感しております。そういう意味においても、ぜひ参加していただきたいんですが、利用メリットがわからない、導入の仕方がわからない、需要メリットがわからない。それ以外に使いにくい。

これは、アクセシビリティの問題等もあるんですが、老人特有のアクセシビリティ問題というのは、共通認識としてなくて、例えば男性の高齢の方は、指がスライドできないために電話に出られないとか、出にくいとか、そういった問題がありますが、全然ショップのお兄さんから学者の先生に至るまで共有できておりません。そのようなシニア独特の使いにくさなども、分析していただければと思います。もちろんコンテンツの中にシニアの興味の持てるものが少ないということもあります。

それから、これはまだ使っていない人なんですけれども、実は我が国において20年ぐらい前、全国的に一斉にパソコンを自治体に配付し、一般の市民の方のパソコン教育をやったという実績があります。それなりに功績があったと評価しているんですけれども、その後が途切れちゃったものですから、その当時に習得した人が、今の新しい時代について

いけないということになってしまっている。1つの考え方として、当時ウィンドウズのパソコンが全てだったものですから、ワードやエクセルのあるバージョンの操作手順を事細かに教えたと、そういうことで済んでしまっている。ですから、なかなか今の時代のICTの技術の進歩についていけない。逆にアレルギーをもらってしまったと。例えば、自分はタッチタイピングができないから落伍したという人もいます。

それで、これからどんなことをお願いしたいかなと考えた際、まずネット環境を整備するということがすごく大事だと思います。これは例えば、サ高住とか高齢者向けの住宅なんかをつくるときに、建設時に一括でもってインターネットを導入していただければ、安い費用でいろいろなことをやらなくて使えるわけですから、有効ではないかと思います。

それからもう一つ、先ほどのデジタル活用支援員のお話がありましたけれども、介護現場とか、自立支援のところにITが入ってくるわけですね。そうすると、いろいろな道具の設置、設定をするためにお助けマンが必要と思うんです。ですから、例えば地域包括センターとかケアマネさんの要請を受け、そういうことをやってくれる、そういうことも支援員さんの中に仕事として持っていていただければと思います。それから、高齢者の間の意見として、少なくとも交通費と昼食代ぐらいはお金を保障してほしいというのがあります。全部自前では、男のプライドにも傷がつくそうですし、ご配慮いただければと思います。

最後に、さっきの高齢者に役に立つサービスアプリの1つの例として、家庭内安心総合チェックシステムというのを考えたのでご紹介します。このアプリは電気器具に限らず、水道の水漏れとかガス器具とか、全てについてしっ放しになっていないかチェックを行います。それから、例えば窓とかドアとかカーテンがあけっ放しになっているか否かもチェックします。洗濯物とか布団とかの干しっ放しチェックだけでなく、誰かが外から戸にがたがたやっているとか、そういうのも含めてチェックします。チェックして異常があれば、例えばサ高住だったら管理人さんのところに知らせが入るとかでいいと思うんですけれども、本アプリを活用してこういうシステムができたら非常にいいと思います。

本アプリを活用することで、例えば煙が出てから警報が鳴るのではなくて、もっと前の段階で気がつくことができるので、本人のためだけでなく、防災にも役に立ちますし、あけっ放し自動チェックシステムができれば防犯にも役に立つと思うんです。ですから、本人や社会のためにも、何かこういうようなものをつくって、利用実感というものをしてもらいたいということがあります。それから、さっきのところでは言いましたけれども、何

かあるといろいろサポートしてくださるときに、例えばタブレットを配ってくださったりすることがあるんですけども、それよりもむしろ活用したときのインセンティブのほうがいいと思うんです。

例えば、役所の関係で言えば、図書館の本をネットから予約できた人とか、粗大ごみの回収の予約をネットからした人はポイントがたまるとか、そういうような利用実感のあるインセンティブがあってもいいのではないかと思います。

何かとりとめもない話で申しわけなかったんですけども、どうぞよろしく願いいたします。

【村井座長】若宮さん、ありがとうございます。大変実感というか、実態というか、そういうことがわかって大切な視点だろうと思います。

それでは、先ほど安念部会長からご説明がありましたけれども、コミュニティ創造部会の論点、観点でご意見がございましたらよろしく願いいたします。今の若宮さんのご意見も含めて。いかがでしょうか。どうぞ。

【大杉構成員】（手話言語で発言）筑波技術大学の大杉です。まず、安念先生からのご報告の中の7ページのところに、地域ICTクラブに関する意見の中の1つの真ん中あたりにあるものですが、障害当事者同士学び合うという言葉があります。その言葉に共感いたします。ただ、このご意見は、クラブの範囲だけではなくて、デジタル活用支援員とか、全体についてのことだと思います。

なぜかという、私も実際の生活の中で経験しています。日ごろから地域でさまざまなシニアの方たちとおつきあいがあります。皆さん聴覚障害の方々です。この前もいきなり呼ばれまして行きましたら、シニアのろう者、地域の手話サークルの人たちから頼まれて写真のアルバムをDVDにつくることなどを生きがいにしている方なんです。けれども、それをつくるためのパソコンの調子が最近悪いので見てほしいというお話でした。

その際どういうふうに手伝ったかという、私は手話を使いますので手話言語を使って説明をしてあげます。シニアの方は、とてもよくわかりましたとおっしゃってくださいました。聞いてみると、家族の方、ほかの方、また近くの聞こえる人たちにもお願いしても、やはり説明がわからない。手話言語を使っただけの説明だと、すぐ納得できるというお話でした。言語の壁というのがあります。ですから、ぜひ手話言語の視点を導入して、地域のICTコミュニティをつくる時も、コミュニティとつなげるモデルとして、案の1つのモデルとして使っていただきたいなと思っています。

あわせて今、発言する機会をいただきましたので、先ほどのアクセシビリティの獲得部会に関することも申し上げますと、コミュニケーションという言葉は、厚生労働省としては意思疎通という言葉があります。ですから、この会議、また部会の中で、コミュニケーションという言葉の意味を、意思疎通という言葉の意味とともに整理して、その上で先ほどの未来のイメージの中に、コミュニケーションとともに、意思疎通という要素があることを皆さんに周知していただくような形の工夫をしていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

【村井座長】ありがとうございました。そのほかのご意見ございますでしょうか。松本先生、どうぞ。

【松本構成員】東京医療センターの松本です。私は臨床医としていろいろな患者さんを見ているのでその視点から、安念先生と事務局に対して2点質問があります。

このICTのクラブは、やはりIoTに関するメーカーにいた方で、シニアになられた方を指導者、あるいはメンターとしてお願いをするということになると思うんですけども、実際にスマホ等のメーカーはいろんなまちの角々にオフィスを置いて、わからないことを質問してきた方には丁寧に教えていると思うんですが、やはり僕は、企業はそういうクラブ、あるいは事業所の人たちが、今これから来るICTクラブとコミュニケーションをとってネットワークをとっていくような組織をつくらないと、うまく運用できないと思うんです。

今のは安念先生に対する質問というより意見になってしまっていますが、そういうことをきちっとスマホメーカーとか、あるいはコンピューターメーカーがやると、彼らにインセンティブを与えるような施策をしないとうまくいかないのではないかと思います。

この前、企業名を出すと申しわけないですが、〇〇バンクというメーカーのまちのオフィスに行ったんですね。僕の前に並んでいたおばあさんが、私、このスマホを使っていると、いつもデータバックアップしますかと聞いてくると尋ねてきました。イエスと答えるととんでもないことが起こるような気がするんだけどどうしたらいいんだと、一生懸命質問しているんですよ。そうしたらサービスマンの方が、無視しなさいと言うわけですね。先に進んじゃっていいんですよ。この表示を消すやり方を教えてくれと聞きに来ているのに、その人は教えないんですね。後ろから僕、教えてあげようかと思ったんですけども、自分はお客の一人なので邪魔してもいけないと思って。

そういう矛盾を感じたものですから、IoT機器を販売している企業に何かインセンテ

ィブを与えて、シニアや学校にサービスしたら、彼らの会社の利益になるような何かインセンティブを国としてつくったほうがいいんじゃないかと思いました。実際には細かい法律等を知りませんので、事務局に対してそういった施策は既に行っているのかどうかというのが質問です。以上です。

【村井座長】ありがとうございました。

犬童さん。

【犬童情報流通振興課長】現時点でそういう施策はあるかということ、ないかと思っております。地域ICTクラブについて、部会でも議論になっているんですが、立ち上げた後の維持運営どうするかというのは一番関心事でありまして、例えば地域の企業の雇用につなげるために、地域にいる小さい子から育ててデータサイエンティストなり何なりで採用していくというような流れをつくったらどうかとか、いろいろなご意見あります。しかし、インセンティブを与えないと、地域の企業さん、あるいは今おっしゃっているようなスマホのメーカーさん等が入ってこない部分があるかと思っています。

一方で、我々が聞いている範囲だと、ICTのベンチャー企業等は、むしろそういった活動にコミットするのをよしとするようなところがあるように聞いていますので、そういったところと、今まで入ってきていないような大手メーカーさんに対してどのようにインセンティブを与えていくかというのは、大きな検討課題だと思っていますので、検討していきたいと思います。

【村井座長】ほとんどのサービスは、今スマホやタブレットのインタフェースで提供されているから、行くのはやっぱりショップなんだよね。ところが、ショップには地域ICTクラブのようなミッションはないかもしれないけど、何かそういう地域の活動と連携をするような、紹介するとかつなぐとか、そういうことはできるかもしれないですね。でも、いずれにせよショップはかなりのところにあるので、確かに重要な視点ではないかと思います。

それでは、横山さん、お願いします。

【横山構成員】まず、知的障害のある私のことをお話しさせてください。パソコンやスマートフォンを使ってみて困ること。以前にパソコンのネットで動画を見ていたときですが、変なところをクリックしてしまい、変な外人が出てお金を払えと言われてしまい、払おうとしたところ、家族からそれは詐欺だよと注意されてしまいました。また、以前に手をつなぐ育成会の関東甲信越ブロック大会で、知的障害のある当事者がある分科会で、携帯電話で友達にメールをやりとりしたり、ゲームのやり過ぎで、1カ月2万を使ってしまった

と聞きました。仲間がこういう使い方をしていると、自分がとぼっちを受け、家族からこれ以上使わせないと管理されて、今後何もかも使えなくなってしまうのかと思い、非常に不安になります。

これらが解決して、不安が一切なくなったとき、全国の本人活動の仲間との連絡を思い切りとってみたい。それと知り合いからいろいろなアプリの使い方を教えてもらい、スマートフォンを使いこなしてみたいです。これからの生活について、将来は全国の本人活動の仲間と連絡を取り合いながら、ひとり暮らしをしてみたいです。もし将来、1人で暮らすなら、第1にお金の管理です。お金を使い過ぎるところがあると、強盗が入られたときにどう対処していったらいいのかわからないこと。第2に、セールスです。以前に悪徳商法に引っかかってお金を払ってしまいました。そのときはクーリングオフで解決しましたが、また同じことが起きる可能性があるので、近くに相談できる人が欲しいです。

I C Tを支援してくれる人について、前述したとおり、私は本人活動に参加しております。本人活動は、知的障害のある当事者が集まっているいろんなことをやっていく活動ですが、当事者だけで活動していくのはどうしても不安です。障害のある人の気持ちを理解しながら、I C Tの使い方のみならず、国家で本人活動やいろんな諸活動を支援してくれる人の養成に取り組んでほしいのと、国家公務員の方が直接障害のある当事者がいる現場に行って、障害のある当事者と交流しながら、どういう支援が必要かと一緒に考えていってほしいと思います。以上です。

【村井座長】ありがとうございます。それでは、時間が迫ってまいりましたけれども、はい、どうぞ。

【打浪構成員】打浪と申します。今、横山さんがおっしゃったこと補足をしながら、少しお話をさせていただけたらと思います。

横山さんは、知的障害のある方の中でもリーダー的な存在で、日本の中で活躍をなさっている方の1人です。横山さんのご発言にあったように、知的障害のある方は、障害の程度はさまざまですけれども、横山さんは軽度ですが、それでも日常生活にさまざまなトラブルがあったりします。パソコンや携帯電話を自分で使いこなされていますけれども、やはり難しかったり、新しいものがあつたりすると戸惑いは大きいという現状があります

私が知り得る範囲で、知的障害のある方々のスマートフォン等の利用は非常に遅れています。また使っていらっしゃる方は、高齢者用のらくらくスマートフォン等を使っていらっしゃったりと、高齢者の方とニーズの共通性があることを感じています。若宮構成員の

お話を伺いして、ICT機器の活用を阻害している要因は、知的障害者に共通するところが多いと横山さんと話しました。知的障害の方の潜在的になってしまいがちなニーズというのを、共通する部分を一緒に掘り起こしていきたいと思った次第です。

また、知的障害のある人は、家族や支援者の判断が先に入ってしまうことが狭められているケースも多く、そのあたりは横山さんのご発言に出ていたかなと思います。制約を受けやすい立場であるというところを含めて、どのような形でニーズを一緒に考えていくのか、考えていけるのかの体制作りも重要です。

先ほどのアクセシビリティ部会のデジタル活用支援員のことを聞いていて、やはり知的障害のある方々の障害特性を理解した方に、そういった支援員を担っていただく必要があると思います。候補者になっている人たちだけで、知的障害のある人の多様な難しさを持っている人たちに、うまく使えるような形での導入ができるのかというのは非常に難しいと思いますので、通常の福祉従事者、いわゆる福祉の支援者の中にデジタル活用支援員を育てていく方法や、生涯学習支援事業といったものの中にデジタル活用支援員を取り入れていくような仕組みがあると良いと思います。あるいは、ご家族も高齢化されていてよくわからないゆえに本人にICTを導入できない場合、家族単位で支援を活用できるようなサポート体制づくりが必要かと感じました。知的障害のある方の使えるコミュニケーションエイドも出ていますけれども、やはりそれがフィットする方は一部で、まだまだ多くの方は難しい状況に取り残されています。ICTは、上手に使える少数派と、ほとんど使えない多数派というのが知的障害のある方の実態です。そういったところも含めて、ニーズに応える方法や、デジタル活用支援員のあり方を検討していただきたいと思います。

最後に1点、アクセシビリティの法整備の段階になったら、知的障害のある方を意識して、アクセスしやすい、わかりやすさに配慮した体制を作っていく必要があると思います。

**【村井座長】**ありがとうございます。いろいろお伺いしたいところですが、時間がまいりましたので、今いただいた貴重なご意見、それからいろいろお気づきの点を事務局のほうに伝えていただければ、両部会での議論や、進め方に反映をしていきたいと思えます。ぜひご意見をお寄せいただければと思います。

いろいろな貴重なご意見の中で、これは非常に多様な課題がございます。ICTの専門の役割が何であるかということ。先ほど浅川さんからお話があったような専門性の問題、それから、国の会議ですから、予算が使われるとなると、どこにどうやって使うのかとい



うことを考えなきゃいけないと思われますけれども、そのためにはやはり非常に多様な情報がまだ整理されていないかなと。やはりこの部分が、きちんと整理されることが第一の課題ではないか。つまり、どういうニーズがどこにあるかというようなことは、ICT、データの時代では、マーケティング含めて大変重要であり、それから今日はベンチャー、それからビジネス、ボランティア、インセンティブ、そういったことの視点が出ていましたけれども、いずれもいわばどういう経済モデルの中で動いていけるのかということで、社会の持続性が保たれるのではないかと思いますので、そういったことにも結びつけていただきたいと思います。

それでは、先ほど中座されておりました國重政務官、お戻りいただきました。感想をお願いいたします。

【國重総務大臣政務官】皆様、今日は長時間大変にお疲れさまでございました。また、会議の途中、一度中座いたしまして申しわけございませんでした。新谷政務官と一緒に、内閣府主体のユニバーサル社会推進会議のほうに出席してまいりまして、まさにこの会議の内容についても発言をしておりました。10人ぐらい政務官がいましたけれども、一番最初に発言をさせていただいて、この会議に最後急いで駆けつけた次第でございます。

この会議は、昨年末に成立しました議員立法に基づきまして、各省庁のユニバーサル社会を推進する施策について、総合的な調整を行う会議でございます。総務省とか厚生労働省だけではなくて、関係省庁も参加しておりますので、今後、デジタル活用共生社会実現会議において、さまざまご提案いただいた内容について、しっかりとここでもインプットをしまして、政府全体の取り組みにつなげてまいりたいと思います。また私、最後だけだったので、途中の内容を少し聞けませんでしたけれども、最初の今までの意見の取りまとめも非常に丁寧にまとめていただいたと思いますし、また最後のご意見も、ほんとうに現場の実態を反映したご意見をいただいたかと思います。今日いただいたご意見も踏まえて、しっかりと今後、議論を深掘りするために活用してまいりたいと思います。

また次回、3月の会議では、最終取りまとめ案についてご議論いただくことになっていきます。非常にスケジュールが厳しい中でございますけれども、その中で安部会長、石川部会長、そして村井座長におかれましては大変な舵取りをお任せすることになりますけれども、どうかよろしく願いいたします。

結びに、次回の会議におかれましても、構成員の皆様にはぜひ活発なご意見、ご提案をいただけますことを心よりお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日

は、まことにありがとうございました。

【村井座長】 どうもありがとうございました。

以上で、第2回のデジタル活用共生社会実現会議、終了させていただきます。

次回の日程に関しましては、別途事務局のほうからご連絡をさせていただきたいと思  
います。本日は、皆さんお忙しいところどうもありがとうございました。

— 了 —

※後日、荒木構成員から書面で事務局に対し意見書の提出あり。